

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	年	月	日	から	年	月	日	まで	法人名
------	---	---	---	----	---	---	---	----	-----

第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2⑪	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12÷②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式③③	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式③④	⑤	0 0 0		円 0 0	円 0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式③⑤	⑥	0 0 0		0 0	0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式③⑥	⑦	0 0 0		0 0	0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式③⑦	⑧	0 0 0		0 0	0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式③⑧	⑨	0 0 0		0 0	0 0
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式④③	⑩				
	付加価値額 第6号様式④④	⑪	0 0 0		円 0 0	円 0 0
資本金割	資本金等の額総額 第6号様式④①	⑫				
	資本金等の額 第6号様式④②	⑬	0 0 0		円 0 0	円 0 0
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0 0		0 0
差引		(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	0 0		

3. 平成27年改正法附則第8条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	⑮ / 2	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮ × (40億円 - ③) / 20億円	⑰	0 0

4. 平成28年改正法附則第5条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	⑮ × 3 / 4	⑱	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮ × (3 × (40億円 - ③)) / 40億円	⑲	0 0